

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保護法による医療機関の変更()

生活保護法による診療所等の廃止()

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画事業の認可(三件)()

都市計画事業の事業計画の変更の認可()

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(経営流通課)

告 示

鳥取県告示第四百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人井東医院	倉吉市上灘町一七二	平成九年五月十三日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	〃
なわだ歯科医院	鳥取市賀露町一七〇三―四七二	〃
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇三―二二	〃
根津整形外科医院	米子市西福原六丁目一―二八	平成九年五月十四日
西部リハビリテーション病院	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	平成九年五月二十六日
たじま医院	米子市錦海町一丁目一〇―六	平成九年六月四日
内浜クリニク	米子市彦名町九六四―一	〃
医療法人社団安部内科医院	米子市西福原一五五六―一七	〃
さくら薬局	倉吉市東昭和町一五八―一	〃
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇―二三	平成九年六月十七日
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六―三	〃
みなと調剤薬局	米子市花園町一三〇―一九	〃

鳥取県告示第四百七十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定によ

り次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
株式会社太陽堂薬局	倉吉市上井町一丁目八一七	平成三年十月八日

鳥取県告示第四百七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人井東医院	倉吉市新陽町二二二	平成九年三月三十一日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	〃
安部内科医院	米子市西福原一五五六一七	平成九年四月三十日
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一三	〃
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇三三二二	〃

仲田医院	日野郡日野町根雨七一五一六	平成九年五月一日
みなと調剤薬局米子店	米子市花園町一三〇一九	平成九年六月一日

鳥取県告示第四百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字浜田河原一三三八の一七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年四月二十三日 鳥取県指令米土維十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原九丁目一―三二

生 林 隆 輝

鳥取県告示第四百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・五・二号出合橋松並線

三 事業施行期間

平成九年七月四日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市田園町二丁目、田園町三丁目及び西品治字下狭間地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・五・九号東中学校公園線

三 事業施行期間

平成九年七月四日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 倉吉市宮川町地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

三 事業施行期間

平成九年七月四日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市皆生字南林ノ上及び字西林ノ上地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・二十号車尾目久美町線

三 事業施行期間

平成三年十月二十五日から平成十二年三月三十一日まで

（変更前 平成三年十月二十五日から平成十年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 米子市観音寺及び長砂町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項において準用する同法第六十二條

第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画事業 米子市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から平成十八年三月三十一日まで

（変更前 昭和四十四年四月二十三日から平成十三年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 米子市目久美町、道笑町四丁目、上福原字西元屋敷、東福原七丁

目、東福原八丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、勝田町、河崎

字新田悪水西及び字源助前、安倍字荒神谷及び字荒神森北、上後

藤八丁目、彦名字新堀道一、字角盤通、字角盤通二、字澤、字四

番川、字澤山、字富士見山及び字川中、皆生字長谷、字下屋敷、

字西元屋敷及び字東林ノ上並びに永江字稲場、字宮ノ前、字宮ノ

峯、字南宮塔及び字上ノ谷

追加する部分 米子市大崎字境中道西、字三拾間割、字六ツ割南中道西、字六ツ

割北中道西及び字六ツ割南中道西之貳、彦名字中道一、字中道二、

字中道三、字中道四、字中道五、字中道六、字古地通一、字古地

通二、字古地通三、字古地通四、字古地通五、字古地通六、字堂

ノ下一、字中村一、字大谷下一、字後藤川下一、字後藤川上一、

字岩屋下一、字敷中下一、字大吉一、字高瀬一、字学校下一、字

高瀬川、字乗越川、字流田川一、字流田川及び字流田川中、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙、字堀川尻丙、字堀川尻丁、字堀川尻戊、字堀川尻己、字堀川尻、字平八道東、字堀川中及び字宇治右衛門道西、河崎字伊平治西、字栗島境、字長谷川道東、字伝次郎西及び字高砂駄道西東、安倍字三本松、字鴨谷、字二番川瀬、字中山下、字駄道西、字駄道東、字米川添、字北外濱及び外濱、上後藤六丁目、上後藤七丁目、両三柳字三右衛門道西北、字三右衛門道西、字平八道西、字堀川、字堀川尻及び字堀川尻北、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、車尾字古道、字池ノ上、字老町田、字三番割西、字三番割、字西屋敷下端、字新地山下、字三番割東、字土橋、字大池端、字砂ノ下、字端中江、字倉敷、字倉敷東、字堀端、字浜中砂ノ下、字北宮ノ前、字東宮ノ前、字油免、字野正西、字野正、字土井、字古川、字スゲサ、字高黒、字内河原、字柳堀、字牛房田、字前田、字前田走り上、字上河原、字西古川尻、字七人新田、字石原新田、字下前河原及び字ハゼノ木、中島字壹本松、字西原大境、字大境、字墓ノ前、字西原、字高砂、字狐山、字中通、字保治田、字長池、字土橋、字樋ノ口、字澤ノ上、字荒神前、字屋敷、字子割、字井手辺、字下井手中添、字上古池井手添、字井手中江及び字上井手中江、上福原字西濱中、字浜中井手添、字上高砂、字東中江、字上築田、字下築田、字中高砂、字築田、字高砂、字井手中江、字北中江、字西立池、字西中江、字道中江、字東孫兵衛池、字西孫兵衛池、字孫兵衛池、字中葭津、字大澤、字小澤、字一町田、字南元屋敷、字東元屋敷、字元屋敷、字豊田屋敷、字河端及び字北新田、東福原四丁目、東福原六丁目、皆生字上場、字下場、字上川端、字中屋敷、字西濱中及び字南濱中、博勞町二丁目、美吉、長砂町、観音寺字五反田、字岩崎、字三反田、字久下、字才ノ後、字竹ノ下、字樋口、字免

2 使用の部分 なし

ケ坪、字修理田、字トイノ口上、字トイノ口下及び字外河原、字原字八反坪、字正源寺、字折返、字穴田、字山之越、字道狭、字屋敷前田、字前田、字向田、字向田地主木及び字妙見前、福市字龜甲、字河平山、字古宮畑、字宮畑ケ、字下大谷、字長畑、字六反田、字下筆、字四日市、字上川端、字寺屋敷、字天神ノ後、字松ノ前、字式反所田、字中尾谷、字道端、字谷浅、字山市場、字式新庄、字東場、字東堀、字御所原、字南御所原、字天神谷、字竹ノ下、字岸辺向、字大成、字岩屋、字上大谷、字中大谷、字日焼谷、字神田奥、字大谷ノ上、字青木向、字屋敷ノ上、字日ノ口、字能登、字王新田、字吉塚谷、字吉塚ノ巻、字四ツ塚谷、字鶴田及び字小深田、兼久字新屋敷、字稲場、字中大谷、字横田土器免、字八反坪、字上新田、字下新田、字上新屋敷及び字内海道、青木字宮ノ前上、字兵一ヶ浜、字宮塔、字永江前、字大成ル山、字北ノ市、字永江屋敷、字松石、字上中山、字新宮、字前田、字新宮丸、字澤田及び字清水尻並びに榎原字落合河原及び字引掛

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成9年7月18日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成9年7月4日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

マリン湖山店

鳥取市湖山町東一丁目123ほか

2 届出者及び届出内容

届出者の名称又は氏名 届出者の住所	店舗面積	開店日	主として販売 する物品の種類
株式会社 マリン 津山市一方228	998㎡	平成9年11月10日	雑貨、食料品
株式会社 神楽堂 神戸市中央区橋通四丁目2-13	666㎡	〃	化粧品、雑貨 家庭用品、食料品
株式会社 タカラゾネ 京都府久世郡久御山町大字佐山37-1	53㎡	〃	生菓子
藤岡 英 展 鳥取市吉成南町一丁目6-3	190㎡	〃	酒類
吉田 好 隆 鳥取市湖山町北一丁目583	33㎡	〃	写真関連用品
久保 宏 津山市堺町7	〃	〃	園芸関連用品

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】